



保険証って いつまで使えるの？



①退職日まで使えます！

在職中の保険証をご使用いただけるのは、
‘退職日’までです。

被扶養者であるご家族の方も、
‘被保険者の退職日’までです。



②扶養解除の前日まで使えます！

被扶養者の方が就職や収入の増加により、被扶養者の要件を満たさなくなったときは
‘扶養解除の前日’までです。

退職日の翌日・扶養解除日 以降は使えません

- ☞ このような勘違いをされていませんか？
- ☆ 「新しい保険証が届くまで使えるだろう」
- ☆ 「月の途中の退職だから、月末まで使えるだろう」
- ☆ 「会社から何も言われていないから使えるだろう」
- ☆ 「病院では何も言われなかったから大丈夫だろう」

これらの考えは
間違いです！



退職後に在職時の保険証を使ったらどうなるの？

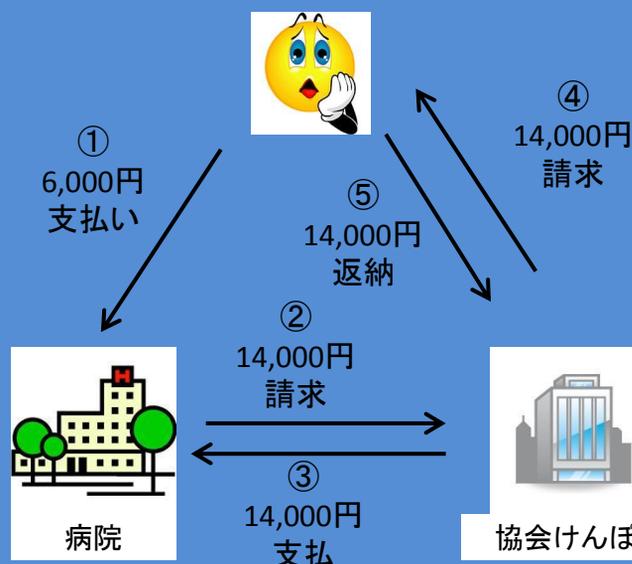


協会けんぽが負担した医療費を返納していただくことになります。

(例)医療費20,000円

医療費（10割）が2万円の場合、病院の窓口で6,000円（3割の方）を支払っていますので、残り14,000円が後日「協会けんぽ」から請求されます。

返納していただいた14,000円は、原則、退職後に加入した保険へ払い戻しの請求を行うことができます。（療養費制度）



退職後は国民健康保険（または健康保険組合）に加入したので返納しなくてもいいのでは？



国民健康保険（または健康保険組合）と協会けんぽとは別の保険です。協会けんぽに返納してください。

それぞれの保険に加入されている方が保険料を負担しています。そのため、14,000円は国民健康保険等が負担する必要があります。

※受診した時点で国民健康保険等に加入されている方の医療費を協会けんぽが負担することはできないのです。



何に気をつければいいの？



- ① 保険証は、ご家族の分も含め、事業所の担当者の方へ速やかに返却しましょう。
- ② 事業所の担当者の方は、保険証を家族の分も含めて全て回収し、資格喪失届等に添付して、日本年金機構へ提出しましょう。
- ③ 定期的に病院を受診している場合は、保険証が変わったことをすぐに病院に伝え、新しい保険証を受け取ったら病院に提示しましょう。